

令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業  
研究報告書

オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に係る研修会の標準プログラムの策定

研究協力者 亀井 美和子 日本大学薬学部 教授

### 研究要旨

令和元年7月に改訂された「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、初回対面原則の例外として初診からのオンライン診療が可能とされる対象に緊急避妊薬の処方追加され、患者は薬局において研修を受けた薬剤師による調剤を受け、薬剤師の面前で内服すること等が求められることとなった。そこで、本研究においては、オンライン診療における緊急避妊薬を調剤するために薬剤師が受けるべき研修の内容を検討し、標準的な研修プログラムを構築するとともに、研修で用いる教材を作成することとした。また、作成した教材を用いて研修会を開催し、改善点等の抽出を行った。

研修内容及び標準プログラムの検討は、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人日本女性薬剤師会及び公益社団法人日本産婦人科医会が協力して策定した。研修内容は、①オンライン診療に基づき緊急避妊薬を調剤する薬局での対応、調剤等について、②月経、月経異常、ホルモン調整機序その他女性の性に関する事項、③避妊に関する事項、緊急避妊薬に関する事項とし、産婦人科医と薬剤師を講師とする標準プログラムを作成した。また、①～③の事項を研修するための教材を作成した。

策定した標準プログラムによる研修会開催にあたり、各都道府県で講師となる産婦人科医及び薬剤師を対象とした研修会を開催した。その後、14府県において標準プログラムによる研修会が開催され、当該研修内容については、薬剤師の資質向上のために適切なものであったと考えられた。他の都道府県においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催できなかった。

研修を受講する薬剤師を増やすため、次年度も継続して研修を実施することが求められるが、すべての地域においてオンライン診療における緊急避妊薬の調剤に対応するためには、学習効果と効率の両面を考慮し、多くの薬剤師が受講しうる合理的な研修のあり方を検討する必要があると考えられた。また、オンライン診療における緊急避妊薬の処方が実際に行われた後に、新たな課題等が生じる可能性があることから、本研究で作成した教材を適切な時期に更新するとともに、Q&A等により、現場から寄せられた疑問等に対応する必要があると考えられた。

### A. 研究目的

オンライン診療等の遠隔診療は、高齢化の進展や情報通信技術の進展・普及を背景に、居住する地域で安心して医療が受けられる体制に寄与することから、平成30年3月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下、「指針」）が策定され、オンライン診療の安全で適切な普及推進のために最低限遵守する事項、推奨する事項と、その考え方が示されている。

指針においては、オンライン診療では患者の状態について医師が得られる情報が対面診療に比べ限定的であるため、主に診断等の判断が必要になる初診は対面で行うべきとされている。ただし、オンライン診療で得られた情報のみで、診断や治療方針の決定が可能であり、かつリスクが極めて低い場合においては、例外として初診からのオンライン診療が可能とされている。この初回対面診療の原則の例外として、これま

で禁煙外来が対象とされていたが、令和元年7月の指針改訂において、緊急避妊薬の処方新たに対象とされることとされた。

初診からオンライン診療において緊急避妊薬を処方する場合、指針に従い「オンライン診療を行う医師は一錠のみの院外処方を行うこととし、受診した女性は薬局において研修を受けた薬剤師による調剤を受け、薬剤師の面前で内服することとする。その際、医師と薬剤師はより確実な避妊法について適切に説明を行うこと。加えて、内服した女性が避妊の成否等を確認できるよう、産婦人科医による直接の対面診療を約三週間後に受診することを確実に担保することにより、初診からオンライン診療を行う医師は確実なフォローアップを行うこととする。」との手順に従って行うこととされており、薬局で調剤を行う薬剤師には研修を受けることが求められている。

このような背景から、本研究においては、オンライン診療における緊急避妊薬を調剤するために薬剤師が受けるべき研修の内容を検討し、標準的な研修プログラムを構築するとともに、研修で用いる教材を作成することとした。また、作成した教材を用いて研修会を開催し、改善点等の抽出を行った。

## B. 研究方法

### 1. 研修内容・標準プログラムの検討

研修内容及び標準プログラムの検討は、公益社団法人日本薬剤師会（以下、日本薬剤師会とする）、一般社団法人日本女性薬剤師会（以下、日本女性薬剤師会とする）及び公益社団法人日本産婦人科医会（以下、日本産婦人科医会とする）の協力を得て行った。まず、指針に従い調剤するうえでの課題を抽出し、運用上の課題（処方医・産婦人科医との連携方法、処方箋・調剤録の取り扱い等）及び臨床上の課題（緊急避妊薬・避妊法に関する知識、薬局における配慮事項）を踏まえて、研修で身に付けるべき事項を整理した。

### 2. 研修教材の作成

産婦人科領域の知識に係る教材は、産婦人科医会の研究協力者（医師）が作成し、調剤に係る教材は、日本薬剤師会及び日本

女性薬剤師会の研究協力者（薬剤師）が作成した。教材は研修会の開催及びDVD配布の可能性等を考慮し、いずれもMicrosoft Power Pointで作成することとした。

### 3. 研修会の開催

オンライン診療における緊急避妊薬を調剤する薬剤師が受講する各都道府県の研修会の準備のため、講師となる産婦人科医及び薬剤師に向けた研修会を開催した。その後、各都道府県薬剤師会において薬剤師を対象とした研修会を開催した。

## C. 研究結果

### 1. 研修内容及び標準プログラムの概要

オンライン診療における緊急避妊薬を調剤する薬剤師が身に付けるべき事項を整理した結果、研修内容は以下のとおりとなった。

- ①オンライン診療に基づき緊急避妊薬を調剤する薬局での対応、調剤等について
- ②月経、月経異常、ホルモン調整機序その他女性の性に関する事項
- ③避妊に関する事項、緊急避妊薬に関する事項

上記の事項について、研修に要する時間及び研修の流れを検討し、別添資料1に掲げる標準プログラムを作成した。

1の①～③の事項を「オンライン診療に伴う緊急避妊薬処方上の留意点」（120分）と「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤について」（60分）の項目に大きく分け、前者は産婦人科医が講師となって講義し、後者は薬剤師が講師となって講義することとした。

さらに、研修内容に入る前に、本制度の背景等を理解することが望ましいため、冒頭に「オンライン診療ガイドラインと緊急避妊薬の調剤について」（20分）を講義することとした（別添資料2）。

### 2. 研修教材

研修会の標準プログラムに基づいて、教材を作成した。作成した教材は別添資料3及び別添資料4に掲げた。

「オンライン診療に伴う緊急避妊薬処方上の留意点」に係る教材（別添資料3）

- ・緊急避妊全般（45分）
- ・月経・月経異常・ホルモン調節機序（40分）
- ・OC全般・避妊（35分）

「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤について」に係る教材（別添資料4）

- ・薬局での対応について（20分）
- ・患者対応等について（40分）

### 3. 研修会の概要

（1）各都道府県薬剤師会の研修会において講師となる産婦人科医及び薬剤師を対象とした研修会

以下のとおり開催した。研修会の次第は別添資料5に掲げた。

#### ①産婦人科医を対象とした研修会

日時 令和元年12月14日（土）  
13時00分～15時50分  
場所 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター  
ホール6A  
参加者 都道府県産婦人科医会担当役員

#### ②薬剤師を対象とした研修会

日時 令和元年12月15日（日）  
13時00分～16時20分  
場所 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター  
ホール7B  
参加者 都道府県薬剤師会担当役員

#### （2）各都道府県薬剤師会における研修会

令和2年2月8日（日）～令和2年3月30日までの間に、全都道府県において研修会の開催が予定されたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催できたのは以下の14府県にとどまった。

青森県、富山県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、佐賀県、大分県、鹿児島県

## D. 考察

オンライン診療における緊急避妊薬の調剤は、患者が調剤した薬剤を性交後72時間以内に服用する必要があることから、全国のどの地域においても薬局が対応できる体制

が求められる。調剤は研修を受けた薬剤師に限られることから、患者からの調剤の求めに対応するためには、より多くの薬剤師が研修を受けることが望まれる。このようなことから、本研究においては、全国各地で同一の研修会の開催を可能とするためにDVD配布による研修会の開催を当初想定したが、検討の過程で、地域の医療提供体制を踏まえて産婦人科医と薬剤師が連携する必要があることから、地域の産婦人科医と薬剤師が講師となり、研修会を開催することが適切と考え、対面による標準プログラムを策定した。

各都道府県での研修会について、実際に開催できた14府県では、講義及び質疑応答への対応等により、オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤について受講者が適切に理解したことが確認でき、今回作成した研修資料や標準プログラムは、指針に基づく薬剤師の資質向上のために適切なものと考えられた。

他方、研修会の開催時間は、4時間～4時間30分であり、研修会の日程調整が難しい、会場確保が難しく受講者数を制限しなければならない等の意見が寄せられた。また、都道府県によっては地域的な配慮等から複数回の研修会の実施が必要となること、講師の確保等から複数回の開催が困難であること、開催日の限定により受講機会が失われる等の課題も挙げられた。今後は、自己学習と集合研修との組み合わせ、或いは、e-learning等の活用など、学習効果と効率の両面を考慮し、多くの薬剤師が受講しうる合理的な研修のあり方を検討する必要があると考えられた。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、研修会が開催できなかった都道府県があったが、今後の感染状況次第ではあるものの、このような状況下でも適切な研修が受講できるよう、対面による実施ではなく、e-learning等の活用は検討すべき課題であると考えられた。

また、オンライン診療における緊急避妊薬の処方を実際に行われた後に、新たな課題等が生じる可能性があることから、本研究で作成した教材を適切な時期に更新するとともに、Q&A等により、現場から寄せられた疑問等に対応する必要があると考えられた。

## E. 結論

令和元年7月の指針改訂において、オンライン診療における初回対面の例外に緊急避妊薬の処方新たに対象とされ、薬局で調剤を行う薬剤師に研修を受けることが求められ、オンライン診療における緊急避妊薬の処方の運用開始予定とされた令和2年4月に向けて、研修内容及び標準プログラムを構築し、研修教材を作成した。一方、標準プログラムに基づく研修会は、令和2年3月末までに全都道府県において開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催は一部の府県にとどまったが、実施した地区の研修会を通じて、研修資材や標準プログラムが薬剤師の資質向上のために適切であったと考えられた。

今後、全国のすべての地域でより多くの薬剤師がオンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に対応するために、研修会の開催方式を含めた研修内容・標準プログラムの継続的な検討が必要である。

## **F. 研究発表**

1. 論文発表  
なし

2. 学会発表  
なし

## **G. 知的財産権の出願・登録状況**

1. 特許取得  
なし

2. 実用新案登録  
なし

3. その他  
なし